

第 1 部 総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市民協力のもとに、災害の予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに風水害等による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

2 計画の構成及び内容

この計画は、佐渡市において想定される災害に対して、佐渡市が処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務を含めて定めるものであり、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画及び個別災害対策計画から構成される。

(1) 総則

本計画の目的、防災の基本方針及び市民等の責務、防災関係機関の責務の大綱、被害想定等について定める。

(2) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための基本的な措置等について定める。

(3) 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、これを防御し、又は応急的対応を行うなど、災害の拡大を防止するための応急的に実施する対策の基本的な措置等について定める。

(4) 災害復旧・復興計画

災害の復旧・復興にあたっての各種援護措置及び公共施設復旧の実施にあたっての基本方針について定める。

(5) 個別災害対策計画

油流出事故、航空機の墜落、原子力事故等の大規模な事故災害に関する予防計画と応急対策について定める。

3 災害救助法との関係

この計画は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づき知事が実施する救助のうち、同法第30条に基づき市長に委任された場合、又は同法が適用されていない場合の救助に関する計画を包括するものである。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るものとするが、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

5 計画の習熟等

佐渡市及び防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整えるものとする。

また、特に必要と認める事項については、市民及び事業所等にも周知徹底を図るものとする。

6 複合災害への配慮

(1) 複合災害への備えの充実

佐渡市及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

佐渡市及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

(3) 複合災害を想定した訓練

佐渡市及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

7 共通用語

用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 自主防災組織 市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
(法第2条の2関係)
- (2) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
(法第8条第2項関係)
- (3) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。
(法第49条の10関係)
- (4) 地区防災計画 一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画
(法第42条第3項関係)
- (5) 避難場所 災害の危険が切迫した場合における市民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。
- (6) 指定緊急避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市が指定する。

(法第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8関係)

(7) 避難所

避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。

(8) 指定避難所

災害の危険性があり避難した市民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための施設として市が指定する。

(法第49条の7及び第49条の8関係)

(9) 地区避難場所

市が開設・運営を基本とする指定緊急避難場所に加え、洪水浸水想定区域外・土砂災害警戒区域外・津波浸水想定区域外にある場所又は施設を地区独自に開設する避難場所として位置付ける施設をいう。

第2節 防災ビジョン

1 地域防災計画の理念（安全安心のまちづくり）

- (1) 消防・救急・防災対策の充実
- (2) 安全で災害に強いまちづくり
- (3) 災害に適切に対応できる職員・市民の育成
- (4) 災害発生時における適切な対応力の向上

佐渡市では、市民参加による安全安心のまちづくりの推進を基本理念の一つとしている。災害から市民の生命、身体及び財産を守り、安全な生活環境を確保することは、市の基本的責務である。近年は自然条件、社会条件の変化により、災害発生要因は複雑・多様化する傾向を見せており、それらの災害への対応が急務となっている。

この計画は、あらゆる災害に対応できる防災対策の推進を図るため、災害予防に努めるとともに、災害応急対策及び災害復旧対策も含め、次の事項に重点を置くものとする。

2 重点目標

- (1) 市民主体の防災力向上

防災対策の基本は、「自助…市民一人ひとりが自分の命は自分で守る。」「共助…地域住民が連携してまちの安全はみんなで守る。」「公助…行政が災害に強い地域の基盤整備を進める。」の3つであるといわれている。これらが上手く連携を保つことで、防災対策は効果を発揮することができる。

そのため、市では「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確にし、市民一人ひとりが災害へ備えること、地域における自主防災組織の結成、災害に強い安全安心のまちづくり等を推進していくものとする。

- (2) 防災意識の高揚

災害の際、その被害を軽減するためには、市民一人ひとりが防災に対して正しい知識を持ち、どのように対処すればよいのかを認識していることが不可欠である。

そのため、防災に対する市民の意識の高揚及び行動力の育成を図るための防災訓練が重要となってくる。したがって、今後、長期的な視野に立ち計画的に行うものとし、防災に関する各種の広報、啓発活動に積極的に取り組み、防災訓練指導体制を強化して、市民の防災対応力の修得を目的とした実践的な体験訓練を推進するよう努めるものとする。

- (3) 関係職員の教育と防災体制の整備

災害時にあっては、市及び防災関係機関の初動体制がその後の対応を大きく左右する。このため、関係職員の訓練、教育等を通じて防災意識の向上に努めるとともに、災害発生時における初動体制及びこれに続く対策が適切かつ迅速に行えるよう平素からその体制整備を図っていくものとする。

- (4) 自主防災組織の育成、ボランティア活動の促進

災害に有効に対処するためには、市をはじめとする防災関係機関の防災体制を整備するだけでなく、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯の精神に基づく、市民の自発的な防災活動が重要である。

現在、本市においては、自主防災組織の組織率 100%に満たないため、その重要性を考慮し、結成・育成に更に努めるものとする。なお、自主防災組織の結成に当たっては、地域の自治組織を基本として、市民と市、消防本部が十分協議の上、その組織が機能するよう役割分担を明確化するものとする。

また、学校、病院、企業等多数の人が勤務し、出入りする施設については、防火管理者を主体とした自衛消防組織の育成、指導を図るとともに、それら施設に対する消防本部の指導体制の強化に努めるものとする。

一方、災害時におけるボランティアの有効性に着目し、ボランティア活動の促進のための組織の強化、体制の整備に一層努めるものとする。

(5) 情報の収集、伝達体制の整備

あらゆる災害において、その災害、被害その他諸々の情報を的確に把握することが被害を最小限に食い止め、その後の応急対策及び復旧計画を有効に進める前提となる。

また、関係機関との情報交換も連携して、有効な対策を講じる上できわめて重要なことである。

一方、市民に対し適切な情報を伝達、指示することにより、その後の対応をより円滑かつ効果あるものとし、併せて人心に安定をもたらすことが望まれることから、災害時における情報の収集、伝達方法、体制について整備、拡充に努めるものとする。

(6) 交通網の整備、確保

災害に強いまちづくりを目指し、道路等の交通網の整備を進めるとともに、災害時における救助活動、復旧活動を円滑に進めるため、道路をはじめとした交通網を迅速に確保するよう努めるものとする。

(7) 相互協力体制の推進

災害により、市単独では対応が困難となることが予想されることから、国、県及び関係機関との協力連携体制の充実を図るとともに、県内市町村はもとより県外市町村とも災害時相互応援協定を締結し、広域的な対策が可能となるよう体制の整備を推進するものとする。

(8) 風水害、波浪対策の推進

本市では、昭和 39 年、42 年、53 年、54 年、56 年の集中豪雨で大きな被害を受けている。近年では、平成 5 年、7 年、9 年、10 年、14 年等の豪雨による被害があり、いずれも 6・7・8 月に集中している。

台風による被害は、昭和 40 年、平成 3 年に大きな被害を受けており、国中方面では国府川水系の河川改修が急がれている。

本市は、国府川、羽茂川の河川をはじめとして、本支流が 144 河川、85 水系と多く、今後とも治水施設等の整備を推進し、水害のないまちづくりを目指すものとする。

また、高波による災害対策として、海岸保全施設等の整備・改修により保全機能の確保に努めるものとする。

(9) 地震、津波対策の推進

本市では、昭和 39 年の新潟地震による津波により両津地区で 400 戸近くが浸水した。また、本市はすべてが海岸に面しており、約 280km にもおよぶ海岸沿いには数多くの集落が点在している。そのため、今後も海岸保全施設等の整備・改修により保全機能の確保に努め、津波に強いまちづくりを目指すものとする。

(10) 土砂災害対策の推進

本市には、北に大佐渡山地、南に小佐渡丘陵が縦走し、いずれの地形も起伏が激しく急傾斜地を構成し、地すべり、斜面崩壊、土石流などの土砂災害の危険箇所が非常に多いことから、今後も保安林の整備、土砂災害対策施設の整備と併せて警戒・避難体制の整備についても推進していくものとする。

(11) 防災対策の強化

ア 災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災基盤整備事業として行う、消防車両・資機材等の機能強化及び消防水利・消防団拠点施設等の整備事業に努めるものとする。

イ 災害時に避難拠点となる公用・公共施設などの耐震化事業及び自然災害を未然に防止するために行う事業等に努めるものとする。

(12) 防火対策の推進

本市においては、これまでも防火対策が進められてきたが、木造密集市街地等での大規模火災や風水害時の火災にも十分対応できるよう消防力を強化するとともに、火災予防運動並びに日頃の防災教育を通じ、防火思想の普及に努めていくものとする。

また、市街地の延焼防止のため、市街地の不燃化、耐震化を推進するとともに、災害時における火災の拡大防止と避難者の安全確保のため道路、公園、緑地等を整備し防災空間を確保することに努めるものとする。

(13) 要配慮者に対する対策の推進

ア 避難行動要支援者の範囲

対象者	対象範囲
介護保険の要介護認定者	要介護3（中等度の介護を要する状態）以上の者
75歳以上高齢者	1人暮らし
高齢者のみの世帯	1世帯に住むすべての世代が75歳以上
身体障害者	1・2級の手帳所持者（視覚、聴覚、肢体不自由）
知的障害者	療育手帳Aの手帳所持者
精神障害者	1級の保健福祉手帳所持者
特定医療費（指定難病）受給者	移動に介助を要する者
その他、災害時に特に支援が必要と認められる者 ※ 対象範囲は、状況に応じて考慮する。	

イ 市では、災害に対して弱い立場にある要配慮者に対する対策を推進していくものとする。

(14) 非常用備蓄の促進

災害の発生場所、規模等により被災者に一時的に、飲料水、食料及び生活必需品等の供給が途絶えることが予想される。このため、市においては、最低限度の非常時における物資の備蓄を図るものとする。

(15) 災害からの立ち直りの早いまちづくり

もし、不幸にして災害が発生した場合でも、災害応急対策や災害復旧対策を迅速かつ適切に行うことにより、被害の軽減、民生の安定及び社会経済活動の早期回復が可能になる。

したがって、今後も、市、県、防災関係機関及び市民が協力し合い、災害応急対策計画や

災害復旧対策計画に従って、それぞれの役割を迅速かつ適切に行う体制の強化に努めるものとする。

(16) 男女共同参画の促進

災害時において、避難所等での様々な場面における支援体制、また、自主防災組織への加入促進などニーズにあった体制の確立に努めるものとする。

3 本市の特殊性等を考慮した重要事項

本市は離島であり、防災上不利な地理的な条件があるほか、年間 50 万人程度の観光客が訪れる等の防災上特別な配慮が必要な社会的条件を有することを踏まえて防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた防災計画の検討は時間を有する事項も多くある。このため、当面は市民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、市民を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

(1) 本土からの遠隔性、離島の条件不利性

大規模災害時には県内空港・港湾の機能が停止し、受援が遅れるおそれがあるほか、本市のような離島への同時応援の困難等も予想される。このため、本市への応援が到着するまでの間を自力でのりきれぬ防災資源やネットワークを充実・強化し、市の防災体制・対策の充実・強化を図る。

ア 近隣市町村間の応援体制の構築

イ 浸水想定区域外への備蓄拠点・物資、ヘリポート等輸送拠点の確保。

ウ 港湾の耐震強化岸壁の整備。

エ 自衛隊によるヘリコプター輸送体制の確保。

オ 海上保安庁による船艇・航空機を使用した輸送体制の確保。

カ 自主防災組織の組織化、資機材整備等の支援。

キ 氏避難計画・ハザードマップ・避難行動要支援者避難支援プラン等の作成、避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備。

(2) 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、市内の市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航路が停止した場合には、市内に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、市、県、観光協会、観光施設及び宿泊施設との関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、出来るだけ高い場所へ、津波到達時間内に避難ができるように市内全域で以下のような対策を進めるほか、最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

ア 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備

イ 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識基設置

ウ 滞留旅客の待機施設等の確保

第3節 防災関係機関及び市民の責務と処理すべき

事務又は業務の大綱

1 各機関等の責務

(1) 市

佐渡市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

新潟県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

また、平常時から自主防災組織やNPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、新潟県地域防災計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 市民・企業等

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民・企業等は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもと積極的に自主防災活動を行うものとする。

2 各機関の事務又は業務の大綱

佐渡市の区域を管轄する各機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて佐渡市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、新潟県地域防災計画に準拠し、次表のとおりとする。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
佐 渡 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 佐渡市防災会議に関する事 2 管内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関する事 3 災害予警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報及び避難の勧告、指示に関する事 6 被災者の救助に関する事 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 9 消防活動及び浸水対策活動に関する事 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事 11 被災要配慮者に対する相談・援護に関する事 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関する事 15 水道等公営事業の災害対策に関する事 16 防災のための調査研究、教育及び訓練に関する事 17 救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関する事 18 その他災害の発生の防御又は拡大の防止及び災害復旧のための措置
新 潟 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 新潟県防災会議に関する事 2 市、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事 3 災害予警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報に関する事 6 避難の勧告及び指示に関する事 7 市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 8 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 9 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 10 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関する事 11 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事 12 被災要援護者に対する相談及び援護に関する事 13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 14 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 15 緊急通行車両の確認に関する事 16 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関する事 17 自衛隊の災害派遣要請に関する事 18 他の都道府県に対する応援要請に関する事

<p>佐渡西警察署 佐渡東警察署</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 2 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 3 行方不明者調査及び死体の検視に関すること 4 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること
<p>指定 地方 行政 機関</p> <p>第9管区海上保安本部 新潟海上保安部佐渡海上保安署</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓蒙活動及び調査研究に関すること 2 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関すること 3 災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関すること 4 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること 5 海上における流出油の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関すること 6 災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に関すること
<p>東京管区気象台 新潟地方気象台</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、これらの機関や報道機関を通じた市民への周知に関すること 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること 5 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関した技術的な支援・協力に関すること 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対し気象状況の推移やその予想の解説等に関すること 7 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること
<p>北陸信越運輸局</p>	<p>災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送及び湾岸荷役作業の確保に関すること</p>
<p>北陸地方整備局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風及び波浪から港湾及び地域住民を保護するための海岸保全施設等の整備推進に関すること 2 港湾、航路及び港湾内運河並びに空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること 3 国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内においての砂防の実施及び災害復旧に関すること 4 直轄海岸保全区域において海岸保全施設に関する直轄工事の実施及び災害復旧に関すること 5 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること 6 国が行う海洋の汚染の防除に関すること 7 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

	新潟労働局 佐渡労働基準監督署	災害時における産業安全確保に関すること
	陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること
指定 公 共 機 関	東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティドコモ 株式会社KDDI	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること
	日本赤十字社 新潟支部佐渡地区各分区	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること
	日本放送協会 新潟放送局	1 津波予警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
	東北電力株式会社 佐渡営業所	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力の供給の確保に関すること
	日本郵便株式会社	災害時における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関すること
	日本通運株式会社市内営業所	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	日本銀行 相川代理店 (第四銀行佐和田支店)	災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること
指定 地 方 公 共 機 関	新潟県土地改良事業団体連合会	各土地改良区との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整に関すること
	土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること
	佐渡汽船株式会社	海上における安全輸送の確保及び海上緊急輸送に関すること
	佐渡汽船運輸株式会社 新潟交通株式会社 公益社団法人 新潟県トラック協会佐渡支部	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	佐渡瓦斯株式会社	1 都市ガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時における都市ガスの安定的供給に関すること
	一般社団法人新潟県LPガス協会佐渡支部	1 LPガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPガスの安定的供給に関すること
	株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送株式会社 株式会社佐渡テレビジョン	1 津波警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
	株式会社新潟日報社佐渡支局	災害時における広報活動に関すること
	社団法人新潟県医師会	災害時における医療救護に関すること
	公益社団法人新潟県看護協会	災害支援ナースの派遣に関すること
	新潟県商工会連合会 一般社団法人 新潟県商工会議所連合会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること

その 他の 公共的 団体 及び 防災上 重要な 施設の 管理者	朝日新聞佐渡支局 読売新聞社佐渡通信部	災害時における広報活動に関すること
	新潟交通佐渡株式会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	市内商工会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
	J Aグループ新潟	1 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること 2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 3 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること
	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること 2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 3 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること
	社団法人佐渡医師会	災害時における医療救護に関すること
	病院 一般診療所	1 災害時における収容患者に対する医療の確保措置に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること
	社会福祉法人 佐渡市社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置に関すること 2 ボランティアのあっせん及び調整に関すること
	社団法人 新潟県建設業協会佐渡支部	1 災害時における応急復旧の協力に関すること 2 災害時における応急対策用資材の確保に関すること
	貯水池の施設管理者 ダム施設の施設管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること

第4節 佐渡市の自然条件

1 地形・地質の概要

(1) 佐渡市の位置

本市は、新潟県のほぼ中央の日本海上に位置する離島であり海岸線は 281.5 km、面積は、855.61 km²、広ぼうは、東西 32.60 km、南北に 59.50 kmである。

位 置

極 東	東経 138 度 34 分 28 秒 (弁天崎)
極 西	東経 138 度 12 分 11 秒 (沢崎鼻)
極 北	北緯 38 度 20 分 18 秒 (二ツ亀岩)
極 南	北緯 37 度 48 分 09 秒 (新谷岬)

(2) 地形

本市は北東から南西方向に細長い地形で、国中平野を挟んで北西側に大佐渡山地、南東側に小佐渡丘陵が並走し、山岳丘陵地帯を形成している。また、北東には両津湾、南西に真野湾の湾入があり、大佐渡・小佐渡を通じて数段に及ぶ海岸段丘が発達し、海岸線延長は約 280 kmで日本海に囲まれている。

市のほぼ中央部の国中平野を 2 級河川の国府川が流れ、その流域面積は佐渡の全河川流域面積の 2 割を占めている。水系が国府川に集中していることと、標高が 0 m～5 m と低いことから、洪水に見舞われることが多い。

(3) 地質

佐渡の地質は、主として第三紀の火山岩類で構成されている。大佐渡山地に接する国中平野周辺部と小佐渡丘陵南半部には礫岩、砂岩、泥岩からなる海成層がわずかに分布する。国中平野は第四紀に形成された低地で、泥や砂などの堆積物からなり、地盤は軟弱である。

大佐渡山地は、第三紀中新世前期から中期にかけて活動した火山の噴出物からなり、相川層群(入川層、相川層、真更川層、金北山層)と呼ばれている。流紋岩、安山岩、玄武岩の溶岩および火砕流堆積物で構成され、地盤は比較的強固である。また、中新世中期以降は、日本海誕生に伴い、砂岩や泥岩などの堆積岩からなる地層(下戸層、鶴子層、中山層、河内層、貝立層、質場層)が形成された。これらの地層が分布する地域では、風化浸食を受けやすい。

小佐渡丘陵の北半分は、大佐渡山地と同様に第三紀の火山岩類(大野川層、三瀬層、経塚山層、豊岡層)が広く分布し、主にデイサイトおよび流紋岩類が認められる。南部ではこれらの火山岩類を海成層(下戸層、鶴子層、野田山層、山田川層)が覆い地盤は、やや軟弱で地すべりを起こしやすい。また、小木半島には中新世中期に活動した海底火山活動による玄武岩溶岩が広く分布している。

2 気候及び気象の概要

(1) 気候の概要

本市の気候は、海洋性の特性を有し、気温差が小さく、四季の変化に富み、日本海を北上する対馬暖流の影響で、年平均気温は比較的高く、降水量もやや少ない。

春 高気圧と低気圧が交互に現れ、天気は周期的に変わり、日照時間は日増しに多くなる。

夏 前半は梅雨前線の北上で大雨が降りやすく、後半は高気圧に覆われ夏らしい安定した天気が持続する。

秋 高気圧と低気圧が交互に現れ、天気は周期的に変わり、前半は晴れの日も多いが後半は寒気の南下でしぐれる。

冬 冬型の気圧配置となり、季節風の強まりと共に寒気が南下し日照時間も少なくなり、雪や雨の降る日が多くなるが、降雪量は全島的には少ない。

ア 気温

佐渡市相川の年平均気温は 13.9℃で新潟市と同じである。

夏（6月～8月）の気温分布は気象観測地点（相川、弾崎、両津、羽茂）を平均すると 22.7℃であるが、冬は大佐渡山地の西側に位置する相川地区では季節風により海水温の影響を受けると考えられるために他の地域に比べて 1℃近く高くなっている。

イ 降水量等

梅雨末期と初冬期に降水量は多いが、新潟本土に比較して、年間降水量は少ない。

(ア) 雨

本市の降水量は、梅雨期から夏にかけてと 11～12 月にかけて多くなっている。特に、梅雨末期や梅雨明け以降の前線や台風により集中的に降ることがあり、本市は、中小河川が多いことから大雨については十分な警戒が必要である。

(イ) 雪

本市の積雪量は新潟本土と比較すると非常に少ないが広域であるため、山間部や一部地域では積雪量が多い。

(ウ) 風

年間を通してみると、南西から北西の風が多い。冬期は季節風が強く最大風速が 20 m/s を超えることが時々ある。年平均風速は新潟本土にくらべ強い。

(2) 気象の特徴

ア 気温

記録的な高温は、南よりの風が卓越するフェーン現象によって発生することが多いが、これは、日本海を低気圧や台風が通過する際に発生する。

イ 降水量等

(ア) 雨

大雨は、6月下旬から7月の梅雨時期だけでなく、8月にも同じ程度の回数が発生している。梅雨前線、夏の前線（太平洋高気圧が弱まった時に、日本の北に押し上げられていた前線が南下）などがその原因である。また、台風の接近、通過も大雨をもたらす原因の一つである。

(イ) 雪

北西の季節風が強いことが多いため、佐渡地域においては積雪量が非常に少ない。しかし、日本海に低圧部が発生するなど、気圧配置が里雪型になった場合は降雪が多くなる。

(ウ) 強風

強風は、冬の季節風の他に台風、低気圧、前線の通過などを原因として発生する。

風向は、気圧配置によって決まるが、地形によっても変化させられることがある。特に冬期は西高東低の気圧配置により北西の季節風が特徴的である。

(エ) 波浪、潮位

冬期は、北西の季節風のため波の高い状態となる。特に、北から強い寒気が南下する場合は、5 mを超える「大しけ」となるときがある。その他の時期には、低気圧や台風などの通過に伴う波浪がある。

平均潮位が年間最大となる8～9月は、台風時期と重なりその吸い上げ効果で潮位が高くなるが、潮位の高さのみで災害となることは少なく、台風の通過に伴う波浪が加わることで、地形によって沿岸に被害をもたらすことが多い。

(オ) 台風

台風は、その進路や強さ、規模によって雨、風の影響が異なってくる。新潟県の場合は、台風の中心が遠ざかる際に最大風速が出る特徴がある。

進路による雨及び風の分布特徴

進 路	雨及び風の分布特徴
日本海を北東に進む場合	南西～西の強風が吹きやすい。フェーン現象となり、気温が上がり乾燥する。 前線が新潟県付近にある場合を除けば、大雨はほとんどない。 (平成3年9月27～28日 台風19号)
新潟県の直ぐ西側を北東に進む場合	暴風が最も吹きやすくなる進路である。 台風の中心が過ぎると、南西～西南西の吹き返し風（急に強まることが多い。）に変わり、最大風速となる。 降水量は、吹き返しの風の影響を受ける地域以外は少ない。 台風が近づきつつあるときは、フェーン現象による高温、乾燥に対する注意が必要である。 (昭和36年9月16日 台風18号（第2室戸台風）)
新潟県を縦断して北東に進む場合	雨、風とも強い。 台風が通過する直前に、北よりの風が強まり、その後一端やや弱まるが、台風の中心が通過して暫くすると西～北西の吹き返し風が強まる。 (平成2年9月19～20日 台風19号)
新潟県の東を北上する場合	雨が中心となるが、強い台風であれば、風も強まる。 風は、冬の季節風と似ており、北西～北の風が海上や海岸で強くなるが、内陸部は比較的弱い。 台風の接近前は、北～北東の風、その後北西～北の風に変わり、県の南東部に最も近づいた頃に最大風速となる。 (昭和56年8月23日 台風15号)

(3) 佐渡市における月別の気候特徴

月	気 候 特 徴
1月	西高東低の冬型の気圧配置による北西の季節風が特徴的である。季節風の強まりと共に寒気が南下し日照時間が少なくなる。
2月	北西の季節風のため波の高い状態となることが多い。特に、北から強い寒気が南下する場合は、5mを超える「しけ」となることがある。
3月	春の兆しが現われ、穏やかな晴天の日もあるが、上空の寒気も強いいため、低気圧が日本付近で急激に発達し、春の嵐となることが多い。また、フェーン現象や暴風のため乾燥し、火災が起きやすくなる。
4月	春らしくなるが、冬のもどりも現れる。日本海低気圧の影響で暖気が入ると、日本海の広域で霧が発生し、北西の風に乗って陸地に入ってくることが多くなる（4～7月は海霧の季節）。晴れて気温の低い朝は遅霜に注意が必要である。
5月	移動性高気圧に覆われ、穏やかな日が多くなる。 遅霜は、佐渡地方では月の前半まで（数年～10年に1回程度）、発生の危険性がある。
6月	北陸地方の梅雨入りの平均的な時期は6月12日頃である。また本格的な梅雨は中旬の後半以降となる。6月中の梅雨前線による大雨は、数年に1回程度である。
7月	梅雨明けまでは曇りや雨の日が多い（北陸地方の梅雨明けの平均的な時期は7月24日頃）。 大雨は梅雨明け前の中旬頃に多く発生する。梅雨前線による組織的な大雨は、西又は北から移動してくる。
8月	梅雨明け後は、暑い晴天の日が続くが、後半は前線の南下や台風の影響で大雨となることがある。
9月	9月には県内に影響を与える台風が最も多くなる。平均的にみて1年に1回は、比較的大きな被害を与えた台風が通過している。 台風が新潟県のどちら側を通るかにより、雨や風の影響を受ける地域が大きく異なる。特に、台風が新潟県の西側を通過する場合、吹き返しの風が急に強くなる。 秋雨は、顕著な年と少ない年が半・半程度である。
10月	上旬は秋雨前線の影響で曇りや雨の日が多いが、次第に天気は安定してくる。下旬には冬型の気圧配置となり、早い時は初冠雪がある。
11月	季節の変わり目で穏やかな天気の日もあるが、低気圧が発達し、荒れた天気となることが多い。低気圧の通過後はしぐれの天気となり、下旬には初雪となることがある。
12月	月半ば頃から、次第に冬型の気圧配置となり、季節風の強い日が多くなる。年末には一時雪の多くなることがある。

第5節 佐渡市の社会的条件

1 人口

市の人口は、平成27年の国勢調査で57,225人となっている。

市の人口は減少の傾向にあり、高度経済成長期における若者の流出やオイルショック以降に続く農業の停滞、後継者不足による第一次産業の後退、少子化の社会的傾向が原因と考えられる。

また、年齢階層別人口を見ると、65歳以上の高齢人口が急増し、高齢社会となっている。

世帯数については、生活様式、意識の変化による核家族化の傾向が見られ、増加している。

総じて、都市的世帯構成への移行が伺え、平均世帯人員が減少している。

人口、世帯数推移

(単位:人、%)

年 度	人 口	増減率	65歳以上人口	高齢化率	世帯数	平均世帯人員
平成2年	78,061	△4.7	18,893	24.2	24,596	3.17
平成7年	74,949	△4.0	21,177	28.3	24,839	3.02
平成12年	72,173	△3.7	23,149	32.1	25,418	2.84
平成17年	67,386	△6.6	23,514	34.9	24,604	2.74
平成22年	62,727	△6.9	23,171	36.9	23,755	2.64
平成27年	57,225	△8.8	23,060	40.3	22,401	2.41

(国勢調査)

2 土地利用

本市では、山林・原野、雑種地が全体の80%以上を占めている。

地目別土地面積

(単位:km²)

	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地ほか
佐渡市	101.3	27.2	21.4	1.1	286.0	17.2	401.5
	11.8%	3.2%	2.5%	0.1%	33.4%	2.0%	46.9%

(固定資産の概要調書:平成27年1月1日現在)

3 産 業

産業別就業人口は、県平均に比べ、第一次産業の占めるウェイトが高いが、機械化による省力化、他産業の労働力の吸収等により農業就業人口が減少したことによって第一次産業が次第に減少し、第二次、第三次産業の全体に占める割合は次第に増加している。

また、近年では、すべての産業において若年層の流出が多く、就業者の確保問題が発生している。

産業別就業人口の推移

(単位:人)

年 度	総 数	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業
平成 2 年	43,749	12,905	10,278	20,557
平成 7 年	42,570	11,004	9,970	21,572
平成 12 年	39,428	8,803	9,911	20,696
平成 17 年	36,314	8,789	7,777	19,711
平成 22 年	31,746	6,944	5,898	18,557

※ 総数と第1～3次の差は分類不能分

(国勢調査)

4 道路

両津港から市の中央部を横断して小木港に至る国道 350 号を中心とし、主要地方道佐渡一周線が海岸沿いに佐渡島を囲み、その他主要地方道、一般県道、市道が各地域を結んでいる。周辺地域から中央部までの道路は、一部に未改良部分がみられる。また国道バイパスは、全面開通はされておらず、災害時において、複数の幹線路が確保できないことは、不安材料でもあり、改善が進められてはいるものの、交通体系のより一層の充実が必要である。

5 交通

両津～新潟間をカーフェリー及び高速船、小木～直江津間を高速カーフェリー、赤泊～寺泊間を高速船が運航し、船体の大型化、新鋭化が進んでいるが、荒天による欠航も 2%程度あり、一層の安定化を推進する必要がある。

島内各地を結ぶ機関として、路線バスがあり市民の重要な交通手段であるが、自家用車の普及による利用客の減少により路線維持が問題となっている。

6 防災をめぐる社会構造の変化と対応

- (1) 高齢者（とりわけ独居老人）、障害者、外国人等いわゆる要配慮者の増加が見られる。

これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救援・救護対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を、他の福祉施策との整合を図りながら行う必要がある。

この一貫として、要配慮者関連の施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から要配慮者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要もある。

- (2) ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増加が見られるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活及び産業活動に深刻な影響をもたらす。

このため、これらの施設の耐震化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

- (3) 市民意識及び生活環境として、近隣扶助の意識の低下が見られる。

このため、地域コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの市民参加による定期的防災訓練、防災意識の向上等を図る必要がある。

- (4) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第6節 佐渡市の災害の特性

1 災害の発生傾向

(1) 大雨、台風等による洪水災害

過去の大雨を調べてみると、台風や梅雨前線による大雨が多い。

本市においては、昭和42年の8.28豪雨水害、昭和53年の6.26梅雨前線豪雨水害で広い範囲にわたって甚大な被害を受けている。このように、過去の記録からも豪雨災害は、6月、7月、8月に集中していることが分かる。現在、河川改修事業が進むなかではあるが、いぜん中・小河川は短時間の大雨による氾濫等の危険性が高い。また、山間部や低地部での大雨による道路災害、崖崩れ、土砂流入などの災害も発生する危険性が高い。

(2) 市街地・家屋密集地・林野等における大火災

昭和40年姫津集落での火災は、折からの強風にあおられ谷間に沿って火勢が拡大した。谷間の道路幅員は1.5mと狭く、風下が家屋密集地帯であったため消防活動が妨げられ、谷間沿いに延焼したことなどにより、大きな被害をもたらした。近年、市内では市街地での多棟数の火災が発生しており、一旦、密集地で火災が発生した場合、初期消火が実施されていないと大火となる可能性が常にある。

本市では、消防の常備化、消防資機材の充実等により、近年では大規模な火災は発生していないものの、中心市街地では、住宅密集度が高く、市街地内部の道路も細いため、潜在的危険性は高い。

また、林野火災においても当市は森林面積の占める割合が高く、畦焼・たき火が火元の小火が多いことから初期に消火しないと大火となる可能性が十分考えられる。

(3) 海難事故

当市は約280kmの海岸線を有しており、自然に恵まれた環境である。しかし、平成9年1月2日、島根県隠岐島の北北東106kmでロシア船籍タンカー「ナホトカ号」のC重油流出事故により、海岸への流出油の漂着があった。市近海だけでなく、日本海の潮流、季節などを勘案し海上災害にも今後注意が必要である。

2 過去の主な災害（除く地震）

No.	災害の種類	名称	発生年月日	被害状況
1	水害	7.11水害	H7.7.11	佐和田町 河川氾濫住宅4棟が床下浸水 金井町 河川溢水により警戒。決壊の恐れあり、積み土嚢工法で対処した。 新潟県全域で被害、災害救助法適用
2	水害	8.4水害	H10.8.4	金井町・新穂村 1名溺死、河川決壊により 100世帯以上が床上浸水 両津市 全壊7、半壊3、一部破壊5、床上浸水30、床下浸水101、土砂流入5、浸水123 東立島地区内 床上浸水(土砂流入)6、床下浸水1、被災人員22、(住宅裏の山腹崩壊により全壊2) その他被害 全壊1、半壊2、

				土砂流入等 10(県道・市道埋没) 相川町 達者川氾濫により水道取水口破損 農機具小屋破損、農機具流失する。 両津市災害救助法適用
3	水害	7.15 水害	H14. 7. 15	佐和田町 青野堤が溢水で決壊の恐れあり 佐和田町災害対策本部設置、下流域 住民に避難指示 金井町 藤津川溢水で決壊の恐れあり、住民 に避難勧告。災害対策本部設置 畑野町 河川一部決壊し水防工法実施 真野町 法面崩壊による土嚢積み。 相川町 土砂崩れにより家屋全壊 1、半壊 1、小仏川・濁川氾濫により床上浸水 13、床下浸水 35 相川町災害対策本部 設置 佐和田町、金井町、相川町の 1, 388 世帯 3, 424 人に避難勧告と避難指示が出された。
4	火災	両津市 福浦大火	S30. 8. 2	両津市 重軽傷者 8 名、全焼 89 棟、半焼 9 棟、焼損面積 3, 395 m ² 、り災世帯 95 災害救助法適用
5	火災	両津市 柿野浦大火	S36. 10. 27	両津市 死者 1 名、全焼 154 棟、焼損面積 3, 302 m ² 、り災世帯 41 災害救助法適用
6	火災	相川町 姫津火災	S40. 4. 1	相川町 死者 1 名、重軽傷者 11 名、全焼 58 棟、半焼 2 棟、焼損面積 7, 086 m ² 、り 災世帯 63 災害救助法適用
7	その他	ナホトカ号 流出油災害	H 9. 1. 2 ～ H 9. 4. 28	島根県隠岐島の北北東 106 km 船首部分が 福井県三国町の海岸近くに座礁、C 重油約 6, 200 キロリットル流出。1 月 20 日小木町で漂着が 確認。その後両津市、相川町、真野町、羽茂 町で漂着が確認され、回収作業が行われた。 新潟県内漂着油量 3, 774. 6 キロリットル、浮流油 20. 1 キロリットル、流出油回収量 3, 794. 7 キロリットル、 回収人員等(県内) 88, 630 人
8	その他	2.24 冬季風 浪被害	H20. 2. 23 ～ 24	22 日夜に日本海で発生した低気圧が、翌 23 日朝には三陸沖に進んで急速に発達した。 北海道西方海上で発生した波浪が、23 日夜 半から 24 日にかけて、両津地区沿岸部及び相 川地区の一部(高千)を高波が襲った。 負傷者 9 名、住宅(半壊 2 棟、床上 11 棟、 床下 6 棟)、非住家建物被害 43 棟、防波堤 損壊 3 箇所(鷺崎、北小浦、水津)、船舶損 壊流出 231 隻など

3 過去の主な地震

(1) 新潟地震

発生年月日	1964年(昭和39年)6月16日13時01分
震源・規模	新潟県沖 北緯38° 22.2′、東経139° 12.7′
	深さ34キロメートル マグニチュード7.5
震度	震度5(佐渡相川)
被害状況	両津で2.0mの津波が発生し、両津市で400戸近くが浸水した。

(2) 新潟県北部の地震

発生年月日	1995年(平成7年)4月1日12時49分
震源・規模	新潟県下越地方 北緯37° 53.4′、東経139° 14.8′
	深さ16キロメートル マグニチュード5.6
震度	震度4(佐渡相川)
被害状況	佐渡島内では被害はなかったものの、震源に近い笹神村の一部では震度6に近い揺れがあったものと推定される。

(3) 佐渡付近の地震

発生年月日	2003年(平成15年)12月22日21時07分
震源・規模	佐渡付近 北緯37° 53.2′、東経138° 15.2′
	深さ16キロメートル マグニチュード4.7
震度	震度4(相川町、佐和田町)
被害状況	相川町で建物に軽微な被害が発生した。

(4) 新潟県中越地震

発生年月日	2004年(平成16年)10月23日17時56分
震源・規模	新潟県中越地方 北緯37° 17.5′、東経138° 52.0′
	深さ13キロメートル マグニチュード6.8
震度	震度4(相川、佐和田、小木、赤泊)
被害状況	相川地区、畑野地区で建物に軽微な被害が発生した。

(5) 佐渡付近の地震

発生年月日	2012年(平成24年)2月8日21時1分
震源・規模	佐渡付近 北緯37° 51.9′、東経138° 10.2′
	深さ14キロメートル マグニチュード5.7
震度	震度5強(相川、佐和田)、震度5弱(畑野、羽茂、小木、赤泊)
被害状況	国中地域を中心に軽微な被害が発生した。